平成２７年（フ）第４０号
宮崎県日南市吾田西２丁目２番18―14号
債務者　濱中　愛子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第４１号
宮崎県日南市西町２丁目７番10号
債務者　那須　繁信
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７７号
群馬県みどり市大間々町大間々1412番地
債務者　飯塚　修一
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３５８号
大分県別府市南立石1857番地の３　市営向原住宅Ａ棟403号
債務者　長浦　　正
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６９号
大分市政所１丁目４番47号（ベルエール大在806）
債務者　武田正太郎
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
青森市合浦２丁目11番19号　ハイツ合浦101号
債務者　高橋　郁子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
富山市若竹町１丁目54番地
債務者　竹田　増一
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
富山市粟島町１丁目14―２、住民票上の住所富山市奥田寿町19番１―403号　市営住宅
債務者　酒処万作こと　飴山　　創
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６５号
千葉県野田市山崎貝塚町14番地の71　グリーンビレッヂ303
債務者　木下　信夫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７１号
千葉県松戸市金ケ作408番地の115　ライオンズマンション402号
債務者　江田　英雄
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４０１号
千葉県松戸市六高台３丁目145番地　六高台県営住宅２棟506号
債務者　佐藤　　亙
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５９号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地５棟403号
債務者　松永　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６３号
千葉県流山市南流山３丁目15番地の３　ドエル南山201
債務者　在原　智子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６４号
千葉県野田市中根218番地の65　パークヴィラ101
債務者　相馬　健人
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７５号
千葉県柏市花野井76番地２　グランドール花野井102号
債務者　鈴木　三惠（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８３号
千葉県柏市大室1534番地
債務者　岡田　敏光
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８６号
千葉県野田市花井１丁目10番地の16
債務者　岩崎　睦秀
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部